

## 第9章 參考資料

## I 用語の説明

---

あ行

### ウォーターフロント

海・川・湖等に面する水際の地帯。

か行

### 環境負荷

人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。(市条例)

### グリーンインフラ

安全・安心な国土形成、適正な管理、生活の質の向上、持続可能な社会の形成等の課題に、自然環境が有する機能(景観形成、生物の生息・生育、浸水対応、健康・レクリエーションの場、延焼防止、温暖化の緩和等)を活用して解決を図る取り組み。

### 協働

同じ目的のために、協力して取り組むこと。

### 公共施設緑地

都市公園以外の公有地、または公的な管理がされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設。海・川・湖等に面する水際の地帯。

### 公募設置管理制度(Park-PFI)

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。(平成15(2003)年9月創設)

## 里山

市街地等の近くにあつて、人々の生活と結びついた山や森林のこと。

## 市街化区域

都市計画区域において、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

## 市街化調整区域

都市計画法に基づいて設定される、自然環境や農業等を保全するために、市街化を抑制すべき区域のこと。

## 施設緑地

都市公園の他、都市公園以外の公園緑地に準じる機能を持つ施設として、公共施設緑地と民間施設緑地に区分される。

## 自然保護地区

樹林、草地、水面等の所在する地域であつて、良好な自然環境を維持するため保護することが必要な地区。(市条例)

## 市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市マスタープラン)

住民に最も身近な自治体である市町村が、住民の意向を反映させながら策定する都市づくりの総合的な指針。

## 指定管理者制度

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、施設の設置の目的を効果的に達成するため、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくこと。(平成15(2003)年9月創設)

## 市民農園

自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会等を提供するために、レクリエーション活動として野菜等の栽培を行うことができるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園のこと。

## 市民緑地認定制度

民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。（平成29（2017）年の都市緑地法改正で創設）

## 住区基幹公園

近隣住区内の住民の日常的な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

## 親水

海岸や河川等において、水にふれあい親しむこと。

## 生産緑地地区

緑地機能及び多目的保留地機能を有する市街化区域内の農地を保全するため、都市計画に定める地区。

た行

## 地域制緑地

一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。

## 地区計画

一体的に整備・保全を図るべき地区に対して、都市施設の整備、建物の建築等に関する事項を総合的に定め、地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全する制度。

## 鳥獣保護区・特別鳥獣保護地区

鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣を積極的に保護繁殖させる場所として、環境庁長官または都道府県知事が設定する区域。特別鳥獣保護地区は、絶滅の恐れのある鳥獣の生息地、渡り鳥の飛来地及び中継地、集団繁殖地等の全国的に見て重要な鳥獣の生息地に設定される区域。

## 特別緑地保全地区

都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為等一定の制限等により、現状凍結的に保全を図る地区。

## 都市環境保全地区

市街地またはその周辺の樹林の所在する地域であって、良好な都市環境を保持するために必要な地区。(市条例)

## 都市基幹公園

市町村に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースとして、都市を単位として設けられる基幹的な公園で、その主たる機能から総合公園、運動公園に区分される。

## 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視点より都市の将来像を明確にし、その実現へ向けての道筋を明らかにしたもの。都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして知事が定める。

## 都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。

## 都市公園

都市公園法の第2条において定義されるもので、地方公共団体が都市計画施設として設置する公園緑地、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園緑地、この2つの他に大規模公園、国営公園を含めたもの。

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準として配慮する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり10~50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり15~75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良質な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
国営公園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上をとして配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、墓園等の特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。 但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられている植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

※近隣住区=幹線道路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

※色付きの項目は、習志野市に該当する都市公園

## 都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として制定された法律。

## 都市緑地法

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。

な行

## ネットワーク

網状の組織。緑と水のネットワークは、都市の構造を構成する緑や水辺等を連結することで、相互の機能の向上が期待される。

は行

## ヒートアイランド現象

地表面が人工的構造物に覆われることによる緑被地の減少や、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染等を原因として起こる、都市部が郊外に比べて気温が高くなって等温線が島状になる現象。

## ビオトープ

特定の生物群が生存できるような、特定の環境条件を備えた地域。生物を意味するBioと、場所を意味するTopeとを合成したドイツ語で、直訳すると「生物生息空間」。

## 保全配慮地区

緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区として、都市緑地法に規定している緑の基本計画に任意に定める事項のひとつ。

## 保存樹・保存樹林

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、都市計画区域内における、一定の要件に該当する樹木または樹林のうち、市町村長が、都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め、指定したもの。

## ま行

### 緑のふるさと基金事業

緑豊かな街づくりの推進を図るため設置した基金で、次の使途で運用する。

1. 緑や水辺の環境の保全又は整備に必要な事業の財源に充てるとき。
2. 緑化思想の普及と啓発の事業に要する財源その他緑化に参加協力する市民及び団体が行う各種事業活動に要する財源に充てるとき。
3. 上記2つに掲げるもののほか、緑のふるさと基金の設置目的を達成するために市長が特に必要と認める事業に要する財源に充てるとき。

(市条例)

## 民間施設緑地

私有地で公園緑地に準じる機能を持つ緑地。

## や行

### 谷津田

谷津地形の低湿地に設けられている田んぼ。



## 谷津地形

平地に突き出た丘と丘の間に、低湿地が挟まれた地形。

## 湧水

地中から水が自然にわき出ること。また、その水。都市部では開発によって枯渇が進み、美しい水資源として湧水地の保全が求められている。

## ら行

### ラムサール条約

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」をいい、イランのラムサールにおいて1971年に締結された。湿地を水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活環境を支える重要な生態系としてとらえ、幅広く保全・再生を呼びかけている。

### 緑化施設整備計画

緑化重点地区内の建築物の敷地内において緑化施設を整備しようとする者が、市町村の認定を申請するために作成する当該緑化施設の整備に関する計画のこと。認定を受けた場合は固定資産税の課税の軽減等の支援措置が受けられることとなり、緑の少ないオフィス街等の緑化が推進されることとなる。

### 緑化重点地区

緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区として、都市緑地法に規定している緑の基本計画に任意に定める事項のひとつ。

### 緑地協定

都市緑地法の規定に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地等の所有者等の全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化の推進に関する協定。協定には、協定の対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、違反した場合の措置等が定められ、認可の公告後その区域に移転してきた者に対しても効力を有する。

## 緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度

地方公共団体以外のNPO法人やまちづくり会社などの団体がみどり法人として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。これにより、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを推進することができる。(平成29(2017)年の都市緑地法改正で創設)

わ行

### ワークショップ

まちづくり等について、様々な立場の人が参加し、技術や知恵を持ち寄って、共同作業により解決案を考えたり、提案を行うこと。

英字

### NPO法人

非営利の社会活動をする民間組織(NPO)の中で、特定非営利活動促進法に基づいて法人としての認証を受けた団体。

### SDGs

国連総会(平成27(2015)年9月)で採択された「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals)。国際社会共通の2030年までに実現する17の目標(地球環境や都市、雇用、格差問題の解決など)。

## 2 習志野市緑の基本計画の検討経緯

緑の基本計画策定等に関わる経過

年月日	会議名等	内容
～平成18(2006)年3月	習志野市緑の基本計画 現況調査・評価の実施	
平成18(2006)年 7月5日	第1回習志野市環境審議会	・緑の基本計画の概要について
平成18(2006)年 7月24日	第1回習志野市環境審議会 自然保護・緑化推進部会	・現況調査及び評価について ・計画の基本目標について
平成18(2006)年 10月31日	第2回習志野市環境審議会 自然保護・緑化推進部会	・緑の基本計画素案について
平成18(2006)年 11月17日	第3回習志野市環境審議会	・緑の基本計画素案について
平成18(2006)年 12月15日 ～平成19(2007)年 1月15日	パブリックコメント実施	
平成19(2007)年 2月2日	第3回習志野市環境審議会 自然保護・緑化推進部会	・パブリックコメント結果について
平成19(2007)年 3月12日	第4回習志野市環境審議会	・緑の基本計画の承認
平成19(2007)年3月	習志野市緑の基本計画策定	
平成27(2015)年 2月2日	第3回習志野市環境審議会	・緑の基本計画の改訂版の承認
平成27(2015)年3月	習志野市緑の基本計画改訂版策定	
令和4(2022)年5月	第1回習志野市環境審議会	・緑の基本計画の改訂版の承認
令和4(2022)年度	習志野市緑の基本計画改訂版策定	

習志野市環境審議会委員名簿

(敬称略)

委嘱区分	氏名	備考
市議会議員	○宮内 一夫	市議会議員
	央 重則	市議会議員
	相原 和幸	市議会議員
学識経験者	村上 和仁	千葉工業大学先進工学部 生命科学科 教授
	◎五明 美智男	千葉工業大学先進工学部 生命科学科 教授
	朝倉 暁生	東邦大学理学部 生命圏環境科学科 教授
	今野 大輝	東邦大学理学部 生命圏環境科学科 准教授
	武村 武	日本大学生産工学部 環境安全工学科 教授
	佐藤 克己	日本大学生産工学部 土木工学科 教授
その他市長が 必要と認めた者	吉岡 敏江	習志野市医師会 医師
	本多 武雄	連合町会長(秋津)
	桜丘 けい子	習志野商工会議所 女性会 会長
	梓澤 キヨ子	習志野商工会議所 女性会
	渡邊 勇	千葉みらい農業協同組合 理事
	有田 和實	NPO法人 樹の生命を守る会 樹木医
	香取 裕子	公募委員
	三浦 由久	公募委員
	佐伯 直人	公募委員

◎:会長 ○:副会長